様式第 32（第 137 条関係）

表

第　　号

割賦販売法第 41 条の規定による

立　入　検　査　証

官職及び氏名

年　月　日生

年　月　日交付

発行者　　印

写　真

（押出スタンプ割印）

裏

割　賦　販　売　法　抜　す　い

第 41 条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第 35 条の３の 61 の許可を受けた者、指定受託機関又は認定割賦販売協会の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査（クレジットカード番号等の安全管理の状況に係るものに限る。）させることができる。

３　経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査（その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に係るものに限る。）させることができる。

４　経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査（個別信用購入あつせん業者の第 35 条の３の５及び第 35 条の３の７の規定の遵守の状況に係るものに限る。）させることができる。

５　経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第 35 条の３の 42 各項の規定による委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査（当該指定信用情報機関の業務又は財産に係るものに限る。）させることができる。

６　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

７　第１項から第５項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 53 条　次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

八　第 41 条第１項から第５項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。